

事業概要

令和 7 年度

社会福祉法人 昭徳会

児童養護施設 名古屋養育院

地域小規模児童養護施設 ドミトリー南風

地域小規模児童養護施設 ドミトリー桜風

地域小規模児童養護施設 ひまわり

子ども家庭支援センター さくら

社会福祉法人 昭徳会 基本理念

『幸 しあ 福 わせ』

社会福祉法人 昭徳会 基本方針

1. ひとりひとりに、思いやりの心を持って接します
2. ひとりひとりを尊重し、その人に合った支援、援助をします
3. ひとりひとりを大切に、まごころで接します
4. わたしたちは、全ての人の幸福を目指し、たゆみなく援助技術の向上に努めます
5. わたしたちは、お互いに助け合い、よりよい生活ができるよう努めます

《職員行動指針》

(対人援助)

第1条 いつも笑顔で接します

笑顔は、「すべての人」「すべての時」「すべての場面」において、相手を豊かで快適な気持ちにさせることができます。私たちは、笑顔こそ最良の行動と考え、いつも最高の笑顔を社会に提供し、未来を明るく照らす存在になることを目指します。

(思いやり 素直さ)

第2条 謙虚な姿勢で接します

人の話に耳を傾け、分からぬ事は聞き、自分に非がある時は「すみません」「ごめんなさい」が言えること。すべてに共通する気持ちは素直さです。素直な気持ちは、誠実な人格形成につながり、良好な人間関係づくりに大切です。

(共感)

第3条 同じ目線で向き合います

関わる全ての方に対し誠実な姿勢で「向き合い」、「共に喜び」「共に悲しみ」「共に考え」、またその全てを「認めること」や「受け入れること」が相手への尊重・共感に繋がります。

(仕事への姿勢)

第4条 いつも前向きに取り組みます

不平不満を口にすると、3つの“無い”（変わらない・創られない・生み出さない）が増えるだけです。
嫌なことや辛いこととも向き合ってみて、ありのままを受け止めることができたその先に、成長があるはずです。
未来の私たちに悔いを残さないよう、前を向いて歩きます。

(自己研鑽)

第5条 学ぶ姿勢を持ち続けます

「学ぶ」ということは、技術・知識だけではなく、言葉遣い、気配り等、人間性を高めることも対象になっています。
ミスのない確実な仕事をするためにも、常に学んで自己を高めていくことが大切です。

(地域貢献)

第6条 地域との繋がりを大切にします

地域に目を向け、地域からの役割を理解し、地域のために尽くします。

(健康管理)

第7条 心と身体を大切にします

より良いサービスを提供するためには、心身の健康を保つことも大切な仕事です。

(問題解決)

第8条 小さな気付きを大切にします

目の前の小さな問題に気づかず放置すれば、後で大きな問題になります。普段の仕事の中であたりまえと思わず、どんな小さなことでも自ら気づくことが、問題解決の最善策です。

(連携 チームワーク)

第9条 チーム力を高めます

目的を共有し、相互に支え合い、円滑なコミュニケーションを図ることが大切です。

(感謝)

第10条 感謝の気持ちで接します

感謝には相手を労い、敬う言葉がたくさん含まれています。感謝を伝え合うことでたくさんの変化をもたらしてくれます。どの様な状況であっても、まずは「ありがとう」という気持ちで向き合います。

施設沿革・その思想と実践

「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」

<法人の始まり>

社会福祉法人昭徳会は、1934（昭和9）年、故杉山辰子先生・故村上斎先生・御開山上人をはじめとする人々によって、社会事業を目的とする財団法人・大乗報恩会として設立された。同年、市外に5寮舎の藤森寮をつくり、50名の孤児を収容することになる。

昭和12年、駒方保育園を開設。子どもの早期治療の必要性から、昭和13年に乳児健康相談所と診療所を開設することになります。昭和21年には名古屋養育院を運営、昭和24年知的障害児施設・八事少年寮を開設、昭和25年アフターケア施設・光明寮を開設していきます。こういった福祉事業の展開は、個々の子どもの必要性に迫られて行われてきました。さらに、昭和28年、社会福祉事業の従事者を養成する目的で、中部社会事業短期大学（後の日本福祉大学）を設立し、現在に至っています。

<子ども観と養護の取り組み>

浮浪生活で、盗みを常習としていた子どもたちをどうすればよくなるか、ということに御開山上人は、ずいぶん悩まれたそうです。まず、一つ目に、子どもと一緒に荷車を引き農作物を作るなど、子どもと生活を共にすること。二つ目は、子どもたちを尊重することを重視し、決して子どもを軽蔑するような言葉を用いないこと。三つ目は、叱ることを、教えることへ変えていくこと。教えるというのは、叱る前に、子どもの個性・長所をみつけていつもほめることを心がけ、どうしても叱らなければならないときには、納得ゆくまで子どもと話し合いをされたそうです。

これらに貫かれているものは、一人ひとりの子どもを尊重すること、あるがままを受け入れ、命を育むという思想でした。この思想には、人間の人性は善であるという、性善説の考えがながれています。性善説の考えは、「ほめて育てる」という実践として表現されました。

<福祉の専門家の養成とその思想>

御開山上人は、「日本福祉大学は、その根本精神として、・・・社会事業の専門知識人をつくることはもちろんのこと、人類愛に生きる人生観を把握した健全な人格を育て、広い世界的視野をもちつつ、社会事業を通じてわが人類のために、自己を捧げることを惜しまぬ志の人を現実の社会に送り出します」と、社会福祉法人・学校法人の福祉事業を貫く考えを明確に述べています。

我々の先達は、子ども一人ひとりのもつている善性を引き出し、一人前の人間へと育てていく、そしてそれが後には人間社会の歴史に寄与することになるという思想に支えられて、福祉事業を展開してきました。目の前の「子どもの最善の利益」を、ともかくにも擁護していこう、そういった先達の精神が、現在の名古屋養育院を支えています。われわれ職員は、常にこの精神に励まされながら、社会福祉事業をより発展させていく必要があります。

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

全国児童養護施設協議会では、児童養護施設で生活する子どもの安心・安全を守り、養育の向上をはかるため、2010年5月に「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を策定しました。

今後、全国の児童養護施設の役員・施設長・職員が、毎日の子どもとのかかわりのなかで子どもの最善の利益を追求し、養育にたずさわるための指針として活用をはかります。

.....

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援し

ます。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

事業計画

目 次

事業計画

1.	施設の概要	1
2.	組織表	2
3.	施設養護の概要	3
4.	令和 7 年度事業計画	4
5.	職員活動	5
6.	入所児童の概要	5
7.	子どもの生活	6-8
8.	ショートステイ事業	9
9.	地域交流事業	9
10.	地域小規模児童養護施設 ドミトリー南風・桜風・ひまわり	10
11.	子ども家庭支援センターさくら	11

事業報告

12.	令和 6 年度養護利用状況報告	12
13.	令和 6 年度職員活動報告	13-14
14.	令和 6 年度子どもの生活状況報告	15
15.	令和 6 年度防災・避難訓練実施報告	16
16.	令和 6 年度保健衛生実施報告	17
17.	令和 6 年度子ども家庭支援センターさくら事業・相談実績報告	18
18.	里親支援専門相談員 活動内容	19

1. 施設の概要

1 施設種別

児童養護施設

2 事業の目的

児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

3 入所定員

定員 47 名

4 施設名称及び所在地

<名 称> 名古屋養育院

<所在地> 〒457-0014

愛知県名古屋市南区呼続 4 丁目 26 番 37 号

TEL (052)811-6055 FAX (052)821-3820

URL <http://www.shoutokukai.or.jp/nagoya/>

E-mail nagoyayoikuin@syoutokukai.or.jp

5 設置主体及び経営主体

社会福祉法人 昭徳会

6 沿革

施設の前身は、明治 24 年の救済事業に始まり、昭和 21 年に現法人の前身財団法人昭徳会が事業を継承し、養護事業を再開する。平成 11 年 3 月に現在地に移転をし、定員 45 名から 65 名に増員する。また、平成 18 年 9 月より 6 名定員の地域小規模児童養護施設を開設し、平成 24 年 10 月に 2 ヶ所目の地域小規模児童養護施設を開設する。令和 7 年 4 月に 3 ヶ所目の地域小規模児童養護施設を開設し、同年 4 月に地域小規模児童養護施設の定員 18 名を合わせて 65 名の定員にするため、本体施設の定員を 47 名に減員する。

7 規模及び構造

鉄筋コンクリート造 2 階建て一部 3 階

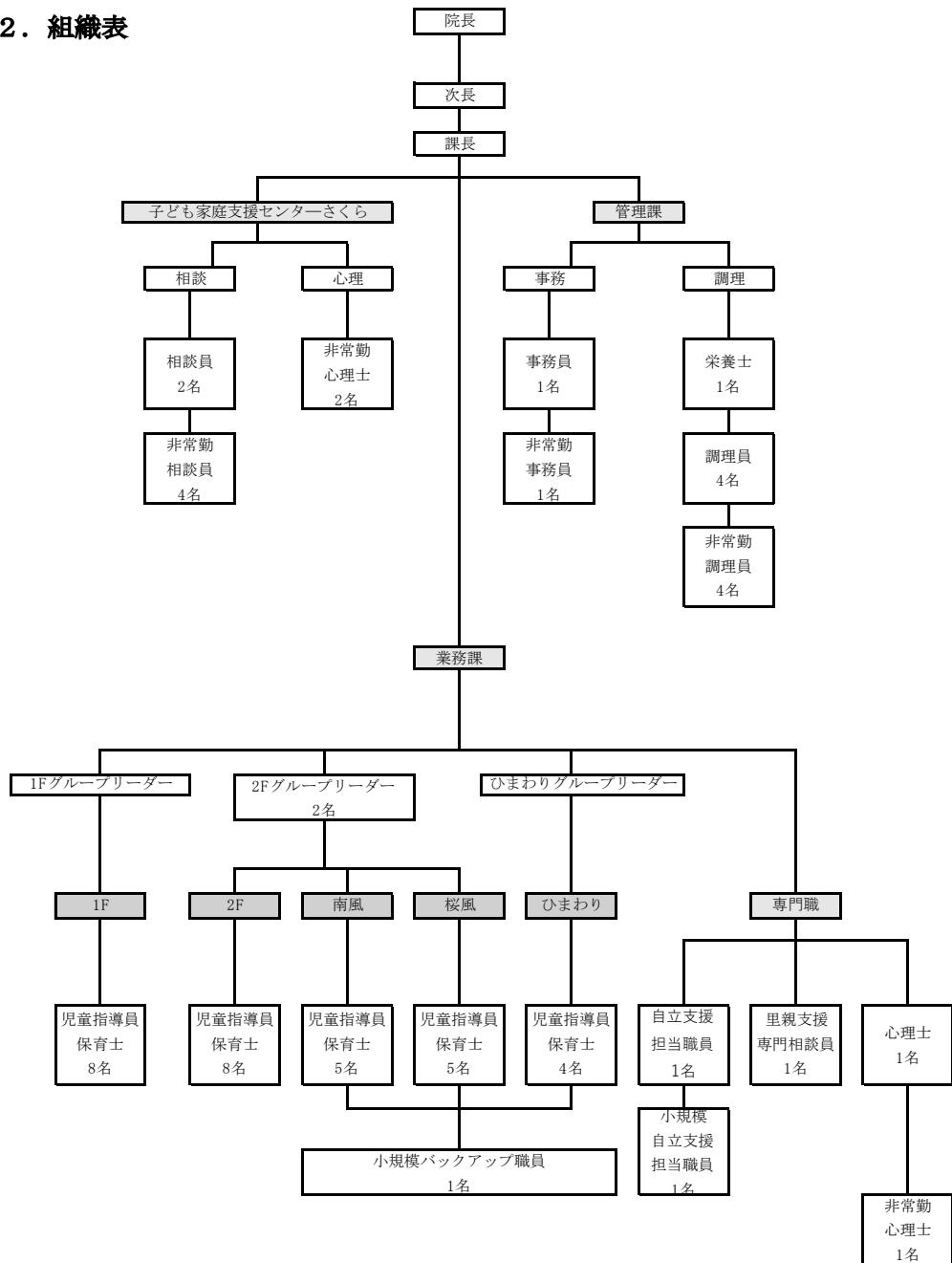
・敷地面積 ~5,208.63 m² (内、運動場 ~1,808.11 m²)

・建物延床面積 ~2,658.58 m²

8 子ども家庭支援センター及び地域支援諸事業

- ① 地域小規模児童養護施設 (3 ヶ所)
- ② ショートステイ事業 (定員外 2 名)
- ③ 地域交流事業
- ④ 子ども家庭支援センター

2. 組織表



※個別対応職員は2Fグループリーダーが兼務。家庭支援専門相談員は課長と1Fグループリーダーが兼務。

※特別指導員、予備保育士、夜間対応職員をそれぞれ1名、夜間対応職員非常勤2名を配置。

職員構成

職名	施設長	児童指導員 保育士	FSW [GL]	個別対応 職員[GL]	特別指導員	夜間対応 職員	心理士	里親支援 専門相談員	事務員	自立支援 担当職員	小規模バック アップ職員	栄養士	調理員	嘱託医	合計
定員	1	25	2	1	1	1(1)	1	1	1	1	1	1	3(1)	[1]	39(2)[1]
現員	1	25	2	1	1	1	1(1)	1	1	1	1	1	4(4)	[1]	39(6)[1]

※地域小規模児童養護施設職員含む。

※()は非常勤職員

※子ども家庭支援センターさくらについては上記参照。

3. 施設養護の概要

1 児童養護の理念と基本方針

(1) 児童養護の理念

子ども一人ひとりのありのままを尊重し、一人ひとりのかけがえのない命をはぐくみ、育てることが、私たち職員の使命です。

私たちは、常に子どもの人権擁護を軸に、自らを見つめ、自ら問いかけていく必要があります。そして、職員同士がお互いにかけがえのない一人の人間として認め合い、共に成長できる人間関係を目指します。

こういった取り組みが、子どもとその保護者、職員、地域社会の人々が育ち合う原動力となり、何よりも人間が大切にされる社会づくりへと向かわせるものと思います。

(2) 施設の目標

- ・入所児童にとってのオアシスであること
- ・入所児童の保護者にとってのオアシスであること
- ・地域社会の子育てに悩む人々にとってのオアシスであること
- ・名古屋養育院が地域社会の人々にとって誇りであること

名古屋養育院は、児童養護という仕事を通じて、地域社会にとっての「太陽」になることを目標としています。

(3) 児童養護施設の使命

児童養護施設の第一の使命は、子ども一人ひとりに「安心感・安全感」を保証することです。そのために職員に求められる資質とは、第一に、子どもや保護者の心を理解し、共感しようという姿勢です。第二に、我々がこれまで培ってきた望ましい常識を子どもに伝えること。第三に、子どもの成長・発達に向き合うという情熱。第四に、性善説の立場に立とうとする努力です。

また、子どもを保護者と職員との真ん中において、保護者と職員が協力し合いながら子どもの最善の利益の保障（人間性の育成）を目指します。

子どもやその保護者一人ひとりの可能性、職員一人ひとりの主体性を引き出すには、心の底から人間を尊重することが必要です。人間尊重という考えは、個々の人間の可能性への信頼のうえに成り立つと思います。そして、その可能性への信頼は、人性は善であるという思想のうえに成り立つものです。

職員がお互いの個々の主体性・可能性を信頼しあうこと、職員が一人ひとりの子どもや保護者の可能性を信頼しようとする姿勢と努力が最も大切なではないでしょうか。

4. 令和7年度事業計画

(名古屋養育院・ドミトリー南風・桜風・ひまわり・子ども家庭支援センターさくら)

1. 事業運営基本計画（事業目標）

- (1) 子どもの安心安全な生活の保障
- (2) 職員の人材育成と心理的安全性
- (3) 食育の改善向上
- (4) 小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化を図るための取組み
- (5) 子ども虐待の予防
- (6) コンプライアンスの遵守と事業収益の維持向上、養育の質の担保

2. 具体的計画

- (1) 子どもたちが主体的に安全で安心できる生活を築くことができるよう、日々の養育から紡ぎ出される営みを大切に育みます。子どもの意見に耳を傾け、子どもと共に学び合い、共に成長し合える事を目指し当院の風土である子どもと職員の話し合いを大切にします。養育観の統一を図るために、第三者評価「Ⅲ適切な養育・支援の実施」のb項目をa項目に引き上げるべく、項目を選定し改善していきます。
- (2) 1) 職員個々の気づきを育み、子どもと共に育ち合うことができる職員の育成に努めます。
また、法人の「キャリアアップ概要図」に則り、計画的なキャリアアップに着手します。
2) 心理的安全性の高い職場に必要な「話しやすさ」「助け合い」「挑戦」「新奇歓迎」を積極的に取り入れ、職員にとっても安心・安全な職場づくりを目指します。
- (3) 子どもたちの健康と豊かな心を育むため、子どもや保護者の意見を取り入れながら栄養バランスの良い食事づくりを目指します。食事の時間が良好なコミュニケーションの場となり、日々の食事から食に関する正しい知識や食習慣を身に付けることが出来るよう努めます。
- (4) 施設の多機能化を図るべく、社会的養護施設としての専門性を活かして、地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能を果たすため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員、自立支援担当職員及び心理士等と連携した体制強化を目指します。また第3地域小規模児童養護施設開設後、町内会や子ども会に所属し積極的に活動する中で、地域からの理解と連携を育みます。
- (5) 近年、低年齢出産育児、ヤングケアラー、不登校問題、家庭でネグレクトや心理的虐待が疑われるケースなど問題が深刻かつ複雑化しています。市、児童相談所、区役所、学校（スクールカウンセラー含む）、病院、保健センター、障がい者基幹相談支援センター、主任児童委員、子ども応援委員会、子ども食堂など各機関とも必要に応じて、情報共有を行います。7年目を迎える南区要保護児童対策地域協議会（要対協）実務者会議構成員として、さくらの専門性を發揮できるよう努め、要保護家庭支援の一翼を担います。
- (6) 1) 「全養協 人権擁護のチェックリスト(個人版)」項目の見解の相違や課題の共有化を図り、人権擁護の意識高揚と養育の質の向上を図ります。また、ストレスチェック集団分析スコア結果をふまえ、課題解決を図りながら職場環境の改善に努めます。
2) 加算職員の確保による安定的な収入増を目指すと共に、第3地域小規模児童養護施設開設に伴い、子どもの生活支援に関わる業務の標準化を図ります。

5. 職員活動

(1) 定例会議・臨時会議

運営会議	院長・次長・課長・GL	年 11回
職員会議	全職員・さくら代表職員	年 4回
給食会議	院長・次長・課長・GL・栄養士・調理員	年 11回
業務課会議	院長・次長・課長・業務課職員	年 7回
ケース会議	院長・次長・課長・業務課職員・大学教授・児童相談所職員	年 6回
各階連絡会議	課長・GL・各階職員・自立支援担当職員・心理士	年 11回
小規模会議	課長・GL・小規模職員・心理士、小規模自立支援担当職員 小規模バックアップ職員	年 11回
衛生委員会	院長・産業医・次長・課長・衛生管理者・GL	年 12回
給食連絡会	栄養士・調理員	年 11回

(2) 院内研修

新人職員、新任職員、中堅職員を経験や年齢に分けて行う研修

(3) 委員会

院内に業務課・管理課職員で構成される各委員会を設置し、子どもの権利擁護に結びつくように具体的な取り組みを検討する。職員会議に諮り協力を求めながら活動を行っていく。

学習支援委員会	将来の夢や希望を持てるような進路選択をするために、学力の向上を目指す。 (小学生の学習時間の見直し、本棚の充実、漢検、数検、英検の活用、外部塾の利用)
生と性委員会	自他を大切にできることができる性教育といじめや圧力が起らぬよう人に権や道徳の教育を行う。(グループワーク、人間性を培う絵本の読み聞かせ)
アルバム・生い立ち整理委員会	アルバムの作成、生い立ちの整理、自身と保護者の客観視を促す。(アルバム作成、ライフストーリーワークの導入、家族について話せる環境作り)
生活向上委員会	生活環境の見直しと改善を行う。余暇活動を充実させる。(改修工事、新しい遊びの提案、雨どいの掃除、エコキャップの回収、水光熱費の可視化)
自立支援委員会	子どもたちが自立するために必要なことを、子どもの成長過程に沿って伝えていく。(中高大生の話し合いで自立に向けた情報提供や話し合いをする、)

6. 入所児童の概要

※令和7年度 4月1日現在

(2) 入所児童の入所理由

	計
養育者不在	0
虐待	32
経済的理由	0
養育拒否	0
養育困難	10
総数	42

(1) 入所児童の区分

区分		計
未就学	3歳未満	1
	3歳以上	7
	1年	1
	2年	4
	3年	3
	4年	3
	5年	1
	6年	4
	7年	1
	8年	1
小学生	9年	1
	10年	1
	11年	1
	12年	1
	13年	1
中学生	14年	1
	15年	1
	16年	1
	17年	1
高校生	18年	1
	19年	1
	20年	1
	21年	1
	22年	1
	23年	1
	24年	1
専門学校・大学		1
職業訓練校		0
その他中卒児童（就職等）		3
総数		42

(3) 入所期間

期間	計
1年未満	10
2年未満	6
3年未満	5
4年未満	1
5年未満	3
6年未満	6
7年未満	4
8年未満	0
9年未満	0
10年未満	0
10年以上	7
総数	42

7. 子どもの生活

(1) 行事

4月	入園入学を祝う会・子ども会輪投げ大会
5月	端午の節句・名養協幼児遠足・GW行事・名養協絵画展
6月	子ども会ストラックアウト大会・サイクリング
7月	子ども会交通少年団・七夕・名養協海の家
8月	小学生行事・中高専生行事・名養協スポーツ大会・自立宿泊研修 ・夏休みお疲れ様会
9月	山登り・子ども会合作画大会
10月	サイクリング
11月	七五三詣招待・名養まつり・太鼓クラブ防災・減災秋まつり
12月	名養協フットサル大会・クリスマス会・もちつき
1月	子ども会凧あげ・羽根つき大会
2月	子ども会ドッジボール大会・豆まき
3月	ひなまつり・門出を祝う会
その他	学校行事への参加・小学生代休のお出かけ・各種招待、慰問行事

(2) 日課

※平日を中心に記載しています

時間	平日	時間	休日
6:50	起床、着替え (幼児・小学生)		
7:00	朝掃除 (幼児・小学生)		
	朝食配膳		
7:20	朝食	7:30	起床、着替え等
	食堂片付け		朝食配膳
7:50	歯磨き、登校準備 (幼児・小学生)		
8:00	登校 (小学生・中学生)	8:00	朝食、歯磨き
8:30 ごろ	登園 幼稚園送り		食堂片付け
9:00	院内保育 (未就園児)		
11:45	昼食配膳	11:30	昼食配膳
12:00	昼食	12:00	昼食
	歯磨き、食堂片付け		歯磨き、食堂片付け
13:45	下校 (小学生)		
	翌日の準備	14:30	おやつ
	宿題、学習		
	遊び、おやつ		
	降園 (幼児)		
	翌日の準備		
	遊び、おやつ、学習		
17:00	小学生 外出より帰院	17:00	小学生 外出より帰院
	入浴 (幼児・小学生前半)		入浴 (幼児・小学生前半)
17:30	入浴 (小学生後半)	17:30	入浴 (小学生後半)
18:00	夕食配膳	18:00	夕食配膳

	入浴 (中高生、女子札許可)		入浴 (中高生、女子札許可)
	※中学生は 21 時まで。高校生は 22 時まで。		※中学生は 21 時まで。高校生は 22 時まで。
	※アルバイトがある子は 23 時まで。		※アルバイトがある子は 23 時まで。
18:30	中学生 外出より帰院	18:30	中学生 外出より帰院
	夕食		夕食
19:00	食堂片付け	19:00	食堂片付け
19:30	歯磨き、就寝 (幼児)	19:30	歯磨き、就寝 (幼児)
20:00	高校生 外出より帰院	20:00	高校生 外出より帰院
	※夕食に遅れる場合は職員に相談		※夕食に遅れる場合は職員に相談
20:30	就寝 (小学校低学年)	20:30	就寝 (小学校低学年)
	※19 時半までに布団敷き、歯磨き		※19 時半までに布団敷き、歯磨き
21:00	就寝 (小学校高学年)	21:00	就寝 (小学校高学年)
	※19 時半までに布団敷き、歯磨き		※19 時半までに布団敷き、歯磨き
	中学生学習 ※学習室にて		中学生学習 ※学習室にて
21:45	中学生学習終了	21:45	中学生学習終了
22:00	高校生 アルバイトより帰院時間	22:00	高校生 アルバイトより帰院時間
	中高生 居室に戻る		中高生 居室に戻る
	翌日のことを考え就寝		翌日のことを考え就寝

(3) 子どもとの話し合い

- ・子どもへ周知すべき事項、行事等の連絡や学校関係事項を伝える
- ・子どもからの要望を聞き取り、話し合う
- ・自立に向けた講義

小学生話し合い	全小学生	毎月 2 回
中学生話し合い	全中学生	毎月 1 回
高校生専門学生大学生話し合い	全高校生・専門学生・大学生	毎月 1 回

(4) お茶会

各フロアの小学生、中・高・専門大学生に分かれ、子どもたちの交流を深めることを目的とし、季節にあった遊び、お菓子作りなどを子どもたちが中心となって考え、行っている。

(5) 食事

① 基本的な考え方

当院に入所している子どもたちは、食べることもままならない環境で生きてきました。調理を担当する厨房職員にできることは、安心安全な環境の中で、栄養に富んだ食事を提供すること、食習慣を整えること、食事の時間が子ども同士、子どもと大人とのコミュニケーションの時間となり、明るく楽しい時間となる環境を保障することだと考えています。また、大食いという環境ではありませんが、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供するよう心がけています。

② 具体的な取り組み

- ・安心安全な食事…毎日決まった時間に栄養満点の食事を職員と共にとります。
- ・あなたのための食事…自分が大切にされていることを感じてもらえるように、個人用の箸、コップ等を用意し、食事は一人分ずつ盛り付けます。
- ・誕生日メニュー…誕生日に食べたいものを聞いてみんなで食べています。その日に会った他児や職

員から「お誕生日おめでとう」と声をかけられます。自分が大切にされていると思え、生まれてきたことへの喜びに繋がると言っています。その後に行われる誕生日グループでのケーキを囲んでの誕生日会も楽しいイベントです。

- ・調理師おすすめメニュー…調理師が子どもたちに食べてもらいたい献立を考えます。子どもたちの将来を考え、少しでも食に対する経験が増える様創意工夫をしています。
- ・みんなで作るごはん…月に1度オムライスや焼きそば、チャーハンや素麺、寒い日には鍋などをテーブルごとに調理して温かい物は温かく、冷たい物は冷たく、みんなでワイワイ食べます。
- ・調理体験…同年代の少人数のグループで夕食を調理して食べます。各年代別に課題を設けて献立を決め、作り方を調べ、買い物に行き旬の食材、良い食材の見分け方を知り、片付けまでみんなで協力して行います。
- ・行事食…ひなまつり、子どもの日、七夕、クリスマス、節分などの節句、入園・入学を祝う会、夏休みのお疲れ様会、門出を祝う会など、施設の行事に合った食事作りをしています。

子どもたちはいずれ当院を自立します。その時に、自分の健康を大切にしたり、家庭をもったとき家族とどのような食事をとるかを考えられるようになってほしいです。

私たちは、子どもも職員も明るい食卓で豊かな食事をとってほしいと願っています。人と人が繋がり、「ほっ」とできる場所が当院の目指すオアシスであり、当院の食事の在り方であると考えています。

みんなで作るご飯

調理体験

8. ショートステイ事業

(1) 目的

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とします。

(2) 対象者

市内にお住まいの18歳未満のお子さんで、その保護者の方が社会的な理由（病気・出産・看護・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張および学校など公的行事への参加）により一時的に子育てが困難になったときに、原則として一週間を限度として、当院でお預かりします。

(3) 利用料

居住地の区役所にお問い合わせください。

9. 地域交流事業

(1) 目的

地域に開かれた福祉サービスの拠点として機能するため、当院の施設を地域の方々に開放し、施設と地域の交流が図れるようにすることを目的とします。

(2) 対象者

施設を利用することができる者は、名古屋市南区に在住する者及び団体とします。ただし、呼続学区に在住する者及び公的団体は他の学区に優先するものとします。

(3) 利用場所及び日時

- ①場所：多目的ホール・和室（2室）
- ②時間：原則として午後3時から午後6時、午後6時30分から午後8時30分まで。
- ③休館日：原則として土・日・祝日及び年末・年始とし、施設の都合によりその都度変更します。

(4) 利用料

場所	料金（1時間当たり）
多目的ホール	400円
和室	300円

(5) 主な利用者

- ・地域のサークル活動（民踊・詩吟・剣舞・卓球・絵手紙・健康体操）
- ・地域の町内会
- ・発達障がい児の勉強会

10. 地域小規模児童養護施設「ドミトリー南風」「ドミトリー桜風」「ひまわり」

(1) 概要

設置主体及び経営主体：社会福祉法人 昭徳会
 運営本体施設：児童養護施設 名古屋養育院
 施設種別：地域小規模児童養護施設

	ドミトリー南風	ドミトリー桜風	ひまわり
所在地	〒457-0014 名古屋市南区呼続 5丁目8番19号	〒457-0014 名古屋市南区呼続 5丁目4番8号	〒457-0015 名古屋市南区岩戸町 14番17号
連絡先	(052)822-8822	(052)825-4291	(052)613-8670
規模及び構造	木造2階建て借家(4LDK+納戸) 89.44 m ²	木造2階建て(4LDK) 99.36 m ²	木造2階建て(8LDK) 183.43 m ²
開設年月日	開設年月日：平成18年9月1日 移設年月日：平成27年1月5日	開設年月日：平成24年10月1日	開設年月日：令和7年4月1日
入所定員	6名	6名	6名
入所年齢	幼児～大学生(男児)	幼児～大学生(女児)	幼児～大学生(男児)
常勤職員	5名	5名	5名

(2) 基本方針

①長期に亘り家庭復帰が見込めない子どもや、ほとんど帰省等ができない子どもを主に地域の中で近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、子どもたちの社会的自立が促進されることを基本に、子どもと大人(職員)とが日常生活を通じて、将来の自立に備えていきたいと思っています。

②生活集団づくり

個別の対応(一人ひとりの子どもに合わせた統一的な援助)を行いながら、安心・安全に生活できる環境を子どもたちと作りたいと思います。

③チームワーク処遇

個別の対応と生活づくりを行う際、職員個人の対応力に頼るのではなく、地域小規模児童養護施設においてもチームワーク処遇を重視します。

④日常的な話し合い

生活のルール、権利の拡大、行事など、どんなことでも話し合いを通じて、家庭的な雰囲気を作っていくたいと思います。

⑤安心できる生活の保障と情緒の育み

安心できる生活づくりを通じて、【第一レベル】(1)子どもと職員との信頼関係(日常的な生活保障なしには信頼されない)(2)大きい子による小さい子への情緒の育み(3)小さい子による大きい子の有能感(情緒)(4)仲間相互の育ちあい⑤個と集団との育ちあいを目指します。【第二レベル】子どもが主役の生活(1)生活のルールは子ども集団の目的(権利の保障)を達成するために不可欠(2)個々の子どもの自由を保障する(3)一人ひとりが人間的に成長するために必要不可欠、となるような生活づくりを目指します。

⑥町内会子ども会等地域の行事に積極的に参加する。

地域に根差した施設作りを目指し、町内会行事や子ども会行事に積極的に参加していきます。資源回収当番や祭事行事など町内会活動を通じて、地域住民の方々と積極的な関わりを行います。

(3) 入所児童の状況

① 在籍児童の状況(令和7年4月1日現在)

	南風	桜風	ひまわり
未就学	0	0	1
小学生	0	2	4
中学生	2	2	1
高校生	2	1	0
大学生	1	0	0
中卒	0	0	0
総数	5	5	6

② 在籍児童の入所理由(令和7年4月1日現在)

	南風	桜風	ひまわり
養育者不在	1	0	0
虐待	0	3	2
経済的理由	0	0	0
養育拒否	0	2	1
養育困難	2	0	2
その他	2	0	1

11. 子ども家庭支援センターさくら

(1) 児童家庭支援センターについて

児童福祉法第44条2項に基づき、18歳未満の子どもに関する家庭その他の様々な相談に応じ、児童相談所や関係機関と連携して、地域に密着したきめ細やかな子育て相談支援事業を行う施設。

(2) 相談機関としての業務

①電話相談…相談者の話を聴きながら、相談者の葛藤に付き合い、問題と一緒に探っていく。相談者の気持ちに寄り添う援助と日常的な援助を有効に結びつけて、相談者の問題解決を支援する。

②面接による相談…問題解決に長期的な関わりが必要で、相談者の問題解決への意識が高い場合、相談者にとって安全で安心できる場を提供し相談者が自己肯定感を損なわずに客観的に状況認識し、自己選択できるよう支援する。

③訪問指導…日常的な細かな生活に関わる継続的援助と見守りにより孤立家庭や虐待のおそれのある家庭などへの自立を促す指導を行う。

④メール相談…メールでの相談意見箱を設置。相談については、内容を把握し対応する。苦情については、意見と苦情を判別し、苦情サービスシステムを考慮しながら適切に対応していく。

⑤関係機関との連携…必要に応じて、関係機関と連携し相談者の問題解決を支援する。

(3) 児童相談所からの指導委託

児童相談所において、施設入所までは要さないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、センターが受託して指導を行う。(児童福祉法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号)

(4) 各会議について

①職員調整会議（月1回）運営・業務内容についての連絡調整、特別なケースについて共有し、内容を把握検討する。

②本体施設職員会議（年4回）職員全体で決定すべき事項及び、周知すべき事項、研修関係の報告。

③運営会議（月1回）施設全体の運営管理、職種間連携事項について検討する。

④ネットワーク会議（月1回）子ども家庭支援センター・児童相談所の2機関で地域のケースや問題事項等について共有しながら連携と調整を図る。

⑤なごやこどもサポート南区代表者会（年1回程度）いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉の諸問題について、地域レベルで関係機関が連携し、情報交換や状況把握を行う。

《関係機関》 区民福祉部・児童相談所・保健センター・警察署・医師会・弁護士会・保護司会・民生委員・主任児童委員・保育園・幼稚園・小中学校・CAPNA・児童養護施設

⑥南区子育て支援ネットワーク連絡会（年4回程度）子育て支援の関係機関が、人的な交流や情報交換等を通じて相互の連携を図り、協力体制を強化し、ネットワークの円滑な運営を図る。

⑦要保護児童対策地域協議会（月1回）児童虐待が疑われる児童のほか、養護、非行、育成等において、保護者と連携が取れないなど、他の機関と連携して支援を行うことが望ましいと思われる児童を実務者会議にて検討する。

(5) 名古屋市受託事業

名古屋市地域子育て支援拠点さくらあそび場

『さくらあそび場』の無料開放（月～金曜日：9:00～14:00）親子・家庭・地域社会の交わりをつくりだす場。ままごとセット、キッズハウス、太鼓橋、滑り台などの遊具を設置。仲間作りや情報交換の場としても利用されている。季節ごとのイベントや保健師、栄養士、歯科衛生士等による講習会を月1回以上開催。

(6) 里親支援事業

本体施設に配置された里親支援専門相談員の活動と連携し、地域支援として里親支援を行う。里親がよりよい環境で子育てできるような社会的なサポートが必要であり、里親に寄り添った支援及を実施している。

事業報告

12. 令和6年度養護利用状況報告

養護状況(措置定員53名)

区分	入 所			退 所				
	前年度繰越数	今年度入所数	計	就職	大学	保護者引取	措置変更	計
男	30	3	33	2	1	2		5
女	17	3	20	1		4		5
計	47	6	53	3	1	6	0	10

月別	初日 人数	3歳 未満児	年少児	充足率	月末 人数	述人数	区分	入所		退所		区分	ショート	一時保護	里親 レスパイト
								初日	中途	中途	末日				
4	47	1	8	89%	47	1,410	男					実人數		1	
							女					延日數		30	
5	49	1	8	92%	49	1,519	男	2			1	実人數		1	
							女		1	1		延日數		31	
6	48	2	8	91%	48	1,440	男					実人數		2	
							女					延日數		37	
7	48	2	4	91%	48	1,488	男					実人數		2	
							女					延日數		62	
8	48	2	4	91%	48	1,488	男					実人數		3	
							女					延日數		64	
9	48	2	4	91%	48	1,440	男					実人數		3	
							女					延日數		85	
10	48	2	4	91%	48	1,488	男					実人數		2	
							女					延日數		62	
11	48	2	4	91%	48	1,440	男					実人數		2	
							女		1	1		延日數		60	
12	49	2	6	92%	49	1,519	男					実人數		1	
							女		1			延日數		31	
1	49	2	6	92%	48	1,519	男				1	実人數		1	
							女					延日數		31	
2	48	2	8	91%	47	1,392	男				1	実人數		1	
							女					延日數		28	
3	47	2	8	89%	43	1,457	男		1	3		実人數		2	
							女		2			延日數		31	
合計	577	22	72	-	571	17,600	男	2	1	5	1	実人數	0	21	0
月平均	48人	2人	6人	91%	48人	1,467日	女	1	2	4	0	延日數	0	552	0
												月平均	日	46日	0.0日

施設名 (ドミトリー南風)

養護状況(措置定員 6名)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
初日措置人数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60	5
社会的養護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年少児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考欄												充足率	83%	

入所
0
退所
0

措置変更	0
保護者引取	0
就職	0
大学	0
自立	0

施設名 (ドミトリー桜風)

養護状況(措置定員 6名)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
初日措置人数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60	5
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年少児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考欄												充足率	83%	

入所
0
退所

措置変更	0
保護者引取	0
就職	0
大学	0
自立	0

13. 令和6年度職員活動報告

(1) 会議

運営会議	年 11回
職員会議	年 4回
給食会議	年 11回
業務課会議	年 7回
ケース会議	年 6回
1階連絡会	年 11回
2階連絡会	年 11回
南風会議	年 11回
桜風会議	年 11回
衛生委員会	年 12回
給食連絡会	年 11回

(2) 研修

①職員院内研修

	テーマ
新任職員研修	○施設沿革・その思想と実践 ○法人理念 ○児童養護の理念 ○施設の目標 ○児童養護施設の基本方針 ○組織とチームワーク ○児童担当制の考え方 ○家族への支援 ○入所している子どもたちの理解と施設職員の専門性 ○より良いチームワーク処遇を目指して ○観察と記録 ○子どもとの適切なかかわりを妨げるもの ○子どもへの誤った関わり方 ○起床と登校準備 ○掃除 ○他人の部屋への入室 ○入浴、自由時間から就寝へ ○ホウ・レン・ソウの大切さ～失敗が出せる職場～ ○児童養護施設の存在意義(公益性・公益性の原理) ○業務課の体制計画 ○昼夜逆転 ○いじめ
院内研修	保護者への支援

②職員施設外研修

日程	研修名	主催者	場所	参加職員
5月 12日	子ども会救急法講習会	子ども会	呼続小学校	児童指導員
5月 14日	乳幼児のためのライフスタイルワーク	無憂樹	オンライン	児童指導員
5月 23日	全国児童養護施設協議会 令和6年度養育・権利擁護セミナー(中部ブロック)	全養協	ウインクあいち	次長
6月 9~10日	全国春季セミナー	人間と性教育研究協議会 全国児童養護施設サークル	ウインクあいち	保育士、児童指導員
6月 13日	令和6年度 自立支援研修	名養協	名古屋市総合社会福祉会館	児童指導員、保育士
6月 18~19日	令和6年度 中堅研修	名養協	名古屋市総合社会福祉会館	児童指導員、保育士
6月 27~28日	中部ブロック児童養護施設・乳児院研究協議会 愛知大会	中養協	ウインクあいち	児童指導員
6月 29~30日	2024年度 全国児童養護問題研究会 第51回全国大会	養問研	ドーンセンター	児童指導員
7月 20~22日	SBI 子ども希望財団 児童養護施設職員研修 西日本 第20回 後期	SBI 子ども希望財団	クロスウェーブ梅田	児童指導員
9月 6日	給食施設指導講習会	南保健センタ一	熱田保健センター	栄養士
9月 11日	栄養士グループ研修	名養協	ゆうりん	栄養士
9月 11・25日 10月 9・23日	労働実務専門講座	愛知県下各労働基準協会	名北労働基準協会	次長
9月 27日	令和6年度 子どもの権利擁護研修	名養協	名古屋市総合社会福祉会館	児童指導員、保育士

10月3日	安全運転管理者講習会	愛知県安全運転管理協議会	オンライン	児童指導員
10月4日	子ども目線で考える リービングケアの必要性	養問研	愛知県社会福祉会館	児童指導員
10月8日	労働実務総合研修	名北労働基準協会	愛知県下各労働基準協会	児童指導員
10月10日	意見表明等支援事業	一般社団法人 愛知PFS協会	児童福祉センター	施設長
10月16日	事務員研修	名古屋市	名古屋市総合社会福祉会館	事務員
10月21日	令和6年度第1回児童福祉施設心理療法担当職員研修	名古屋市児童相談所	名古屋市児童福祉センター	心理士
10月22~24日	第77回 全国児童養護施設長協議会 石川大会	全養協	石川県立能楽堂 邦楽ホール	施設長
10月28日	令和6年度児童相談所職員研修『「児童福祉施設との連携」二回目』「児童福祉施設での子どものアタッチメント形成への取り組み・支援について考える」	名古屋市児童相談所	名古屋市福祉センター	児童指導員
10月31日	令和6年度愛知県社会福祉協議会社会福祉法人経営者委員会・社会福祉施設委員会合同研修会 前期	愛知県社会福祉協議会	愛知県社会福祉会館	施設長
11月28~29日	令和6年度 中部児童養護施設指導職員研修会	中養協	ホテルグランテラス富山	児童指導員
12月10~11日	令和6年度 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会	全社協	ホテルクラウンパレス神戸	次長
2月6日	令和6年度調理員研修	名古屋市名養協	東生涯学習センター	児童指導員
2月18日	日本福祉大学提携社会福祉法人サミット研修会	日本福祉大学	オンライン	施設長

14. 令和6年度子どもの生活状況報告

(1) 行事

①行事実施状況

4月	・入園入学を祝う会 ・子ども会輪投げ大会	10月	・子ども会合作画大会 ・スタートーズセミナー ・サイクリング行事
5月	・小学生代休行事 ・名養協絵画展 ・名養協幼児遠足 ・GW行事	11月	・名養まつり ・名養協七五三詣招待 ・太鼓クラブ防災・減災秋まつり
6月	・サイクリング代替え行事（名古屋港水族館） ・子ども会交通少年団	12月	・もちつき ・南風・桜風各クリスマス会 ・名養協フットサル大会 ・クリスマス会 ・生活向上委員会映画鑑賞会
7月	・名養協海の家 ・七夕行事 ・子ども会ストラックアウト大会 ・未就園児外出 ・大相撲名古屋場所招待 ・プロ野球招待	1月	・子ども会凧あげ・羽根つき大会 ・生活向上委員会遊び ・はぐるま会（卒院生の集い） ・生と性小学生歯磨き学習会
8月	・名養協絵画展表彰式 ・夏休みお疲れ様会 ・小学生行事 ・中高生行事 ・名養協スポーツ大会 ・ようこそ大学へ！プロジェクト ・名養協自立宿泊研修 ・SDGsフィールドワーク ・流しそうめん ・生活向上委員会うどん作り	2月	・子ども会ドッジボール大会 ・節分・豆まき ・テーブルマナー教室招待
9月	・山登り ・生活向上委員会映画鑑賞会	3月	・タキヒヨーふれあいイベント ・ひなまつり ・門出を祝う会 ・名南ライオンズボウリング招待 ・生と性高3学習会 ・生活向上委員会箸講習

②各種行事・活動実施状況及びボランティア受け入れ状況

調理体験	17回	ソフトボールクラブ	23回	1F お茶会	小学生	12回
誕生日会	42回	野球クラブ	19回		中高生	12回
法音寺壮年会	12回	太鼓クラブ	12回	2F お茶会	小学生	12回
学習ボランティア	0回	フットサルクラブ	4回		中高生	12回
バレエボランティア	20回	バドミントンクラブ	11回			

(2) 子どもとの話し合い

子どもとの話し合い	小学生話し合い	24回
	中学生話し合い	12回
	高校生専門学生大学生話し合い	12回

15. 令和6年度地域交流事業利用報告

多目的ホール	61人
和室	0人

15. 令和6年度防災・避難訓練実施報告

(1) 名古屋養育院

実施日	想 定	避難完了時間	参加児童人数
4月 24日	火災発生避難訓練 3F ポイラー室より出火	2分34秒	29人
5月 21日	竜巻・火災発生避難訓練 2F 男子洗濯場 乾燥機の電気コードより出火	2分30秒	32人
6月 24日	火災発生避難訓練・防犯訓練 2F 男子洗濯場より出火	3分24秒	28人
7月 17日	地震・火災・津波発生避難訓練 2F ポイラー室より出火	3分10秒	27人
8月 2日	火災発生避難訓練 炊き出し訓練 1F 居室のコンセント口より出火	4分39秒	58人
9月 25日	地震火災発生避難訓練・消火器訓練 居室より出火	3分47秒	33人
10月 28日	火災発生避難訓練 2F ミニキッチン コンセント口より出火	7分31秒	31人
11月 26日	竜巻・火災発生避難訓練 食堂の厨房設備より出火	5分20秒	33人
12月 18日	地震・火災発生避難訓練 食堂の厨房より出火	5分56秒	41人
1月 28日	火災発生避難訓練 1F ミニキッチンより出火	5分41秒	33人
2月 20日	夜間火災発生避難訓練 2F 男子洗濯場より出火	6分41秒	34人
3月 12日	地震・火災・津波発生避難訓練 2F 男子洗濯場より出火	3分18秒	37人

(2) ドミトリー南風

実施日	想 定	避難完了時間	参加児童人数
4月 27日	地震・火災発生避難訓練 キッチンの揚げ物用油より出火	1分30秒	3人
5月 16日	竜巻・火災発生避難訓練 居室より出火	0分10秒	4人
6月 11日	夜間火災発生避難訓練 キッチンのコンロより出火	0分20秒	3人
7月 25日	火災発生避難訓練 リビングの扇風機より出火	1分20秒	4人
8月 31日	地震・火災発生避難訓練 キッチンのフライパン内の油より出火	0分29秒	5人
9月 30日	夜間地震発生避難訓練 東海地方より地震発生	1分00秒	5人
10月 30日	火災発生避難訓練 キッチンの揚げ物用油より出火	1分50秒	3人
11月 15日	火災発生避難訓練 脱衣場の乾燥機より出火	1分15秒	4人
12月 17日	火災発生避難訓練 リビングの電気ストーブより出火	1分30秒	5人
1月 31日	夜間火災発生避難訓練 キッチンの電子レンジより出火	2分00秒	5人
2月 15日	火災発生避難訓練 キッチンのフライパン内の油より出火	2分00秒	4人
3月 18日	火災発生避難訓練 リビングのアイロン台の布より出火	0分50秒	5人

(3) ドミトリー桜風

実施日	想 定	避難完了時間	参加児童人数
4月 30日	竜巻・火災発生避難訓練 キッチンのコンロより出火	1分12秒	4人
5月 30日	竜巻・火事発生避難訓練 キッチンのコンロより出火	1分38秒	4人
6月 24日	火災発生避難訓練 リビングのテレビプラグ部分より出火	1分13秒	2人
7月 25日	地震・火災・津波発生避難訓練 キッチンのコンロより出火	1分17秒	4人
8月 24日	火災発生避難訓練 居室の扇風機コンセントより出火	1分34秒	4人
9月 25日	夜間火災発生避難訓練 脱衣場の扇風機より出火	1分53秒	5人
10月 10日	火災発生避難訓練 居室のヘアアイロンより出火	1分42秒	4人
11月 21日	竜巻・火災発生避難訓練 洗面所のヘアアイロンより出火	1秒24秒	5人
12月 21日	地震・火災発生避難訓練 居室のエアコンコンセントより出火	2分9秒	4人
1月 27日	火災発生避難訓練 キッチンのコンロから出火	1分41秒	5人
2月 24日	夜間火災発生避難訓練 脱衣所のドライヤーコンセントより出火	1分58秒	4人
3月 27日	地震・火災・津波発生避難訓練 居室のエアコンコンセントより出火	1分17秒	5人

(4) ひまわり

令和7年4月1日開所。令和7年度より、防災・避難訓練実施予定。

16. 令和6年度保健衛生実施報告

(1) 健康診断等実施状況

対象	内容	
入所児童	健康診断	令和6年10～11月 未就園児は年2回実施、就園・就学児は年に1回実施 診断項目：身長・体重・視力・聴力・内診 (身長・体重・視力・聴力については10月中に実施)
	その他	各学校において年に1回、健康診断を実施
	予防接種	幼児：母子手帳を基に隨時実施（実施機関：細川医院） 学童：保健所からの案内に従い実施 ※インフルエンザ予防接種 幼児、小学生 令和6年10～11月に2回実施 中学生・高校生・職員 令和5年10～11月に1回実施
職員	健康診断	○全職員：令和6年11～12月中に実施 (実施機関：社会保険中京病院健康管理センター) 診断項目：身長・体重・視力・聴力・血圧・心電図・胸部X線・胃部X線・尿検査・脂質・肝機能・血液一般 ○夜勤対応職員：令和6年6～7月中に実施(実施期間：細川内科・皮フ科) 診断項目：身長・体重・血圧・尿検査・血液検査・ヘモグロビンA1c検査
	検便	直接処遇職員：年に2回実施 給食関係職員：毎月1回実施 小規模職員：毎月1回実施

(2) 衛生関係

区分	内容
トイレ・浴室	トイレ清掃毎日実施・高压洗浄年4回・浴室週1回掃除 (浴水水質検査・ボイラー検査・風呂ろ過清掃も実施)
居室	掃除機がけ（毎日）、窓ふき、エアコン清掃（年2回）、雑巾がけ
寝具	シーツ交換（週1回実施）・布団干し（週1回実施）
衛生害虫除菌駆除	厨房は害虫・ゴキブリ対策を毎日実施。各居室については隨時実施
その他	施設内大掃除（年末・年度末・夏に実施）

17. 令和6年度子ども家庭支援センターさくら 事業・相談実績報告

(1) 相談件数

相談受理件数	
	件数
新規受理	234
継続相談	2158
合計	2392

相談者別件数		
相談者	件数	(虐待)
01 母親	1269	237
02 父親	102	77
03 その他親族	3	0
04 子ども	219	160
05 係係機関	798	457
06 その他	1	0
合計	2392	931

処理区分	
処理区分	件数
01 聴取のみ	888
02 助言指導	14
03 児童相談所へ 連絡	0
04 他機関連絡調査	779
05 来所・訪問指導	711
06 その他	0
合計	2392

心理関係件数	
内容	件数
01 検査等	0
02 カウンセリング	266
03 遊戲療法	34
04 その他	2
合計	302

地域別件数			
地域名	件数	地域名	件数
南区	1646	熱田区	11
千種区	24	中川区	30
東区	0	港区	41
北区	0	守山区	0
西区	0	緑区	31
中村区	29	名東区	12
中区	2	天白区	17
昭和区	5	市外	8
瑞穂区	513	不詳	23
合計	2392		

相談時間別件数	
時間帯	件数
9時～10時	228
10時～11時	424
11時～12時	225
12時～13時	107
13時～14時	290
14時～15時	258
15時～16時	285
16時～17時	281
17時以降	294
合計	2392

相談経路別受付数	
	受付数
県・市町村	525
児童相談所	349
福祉事務所	143
その他	33
児童福祉施設	39
警察等・家庭裁判所	0
保健所・医療機関	184
学校等	76
里親・児童委員等	14
家族・親戚	1527
近隣・知人	0
児童本人	0
18歳以上本人	0
その他	27
合計	2392

相談内容方法別件数

相談内容	電話相談		来所相談		訪問相談		心理療法等		通所指導		メール相談		手紙相談		その他		合計		構成比 %	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数		
01 義務	66	505	9	50	48	127	76	127	7	7	0	0	0	0	0	0	206	816	50.1%	
02 虐待	10	141	4	18	11	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	190	11.7%	
03 保健	39	202	220	310	2	16	76	94	19	25	0	0	0	0	0	0	356	647	39.7%	
04 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
05 非行	3	6	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	15	0.9%	
06 育成	10	76	5	9	0	5	25	39	0	18	0	0	0	0	0	1	40	148	9.1%	
07 いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
08 DV	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.1%	
09 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
合計	118	789	243	380	50	148	177	260	26	50	0	0	0	0	0	0	1	614	1628	100.0%

(2) 児童相談所からの委託による指導

相談内容方法別件数

相談内容	電話相談		来所相談		訪問相談		心理療法等		通所指導		メール相談		手紙相談		その他		合計		構成比 %
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	
01 義務	16	360	5	87	28	233	28	42	7	25	0	13	0	3	0	0	84	763	99.9%
02 虐待	16	346	5	84	28	233	27	41	5	21	0	13	0	3	0	0	81	741	97.0%
03 保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
04 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
05 非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
06 育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1%
07 いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
08 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	16	360	5	87	28	233	28	42	7	26	0	13	0	3	0	0	84	764	100.0%

(3) その他

【指導委託ケース】

件数	7件
件数	7件

【個別ケース会議】

件数	11件
件数	11件

【名古屋市委託事業】

- ・重層的支援体制整備事業「たからる～む」
- ・重層的支援体制整備事業「たからる～む」コンサルテーション
- ・保育園コンサルテーション
- ・南区保育研修交流会 講師
- ・瑞穂区保育士会 研修会 講師

18 里親支援専門相談員 活動内容

- (1) 里親・ファミリーホームへの支援
 - ①相談支援
 - ◇訪問・電話などによる相談援助
委託当初は2週に1回、その後は概ね1ヶ月に1回程度、里親支援専門相談員・児童相談所職員（里親担当・地区担当・心理士）と連係して訪問
特別養子縁組成立後、里親の希望に合わせて里親支援専門相談員が半年に1回・1年に1回の間隔で訪問。その他、里親や子どもの状況に合わせて臨機応変に電話連絡・訪問
 - ②里親レスパイト
 - ◇里親家庭支援センターからの要請を受けて施設の受入調整
 - ③里親制度の普及啓発
 - ◇里親会子どもピースの啓発活動への参加
 - ◇里親家庭支援センターほかの里主催 新規里親希望者の里親ガイダンスへの参加
インテーク面接
 - (2) 里親の相互交流
 - ①児童相談所主催サロン
 - ◇子育て広場（月1回）への参加
 - ②里親支援専門相談員主催サロン
 - ◇よつばサロン（年2回）の運営
 - ③里親会名古屋子どもピース主催サロン
 - ◇子どもの年齢、里親種別のサロンの講師・サロン参加
 - ◇子どもピースの行事の参加
 - (3) 里親ショートステイ事業（名古屋市）
 - ①一般家庭のショートステイ利用希望に応じて、区役所が里親支援専門相談員に要請。
受入里親と区役所、その他関係機関との連絡調整
 - ②受入里親への支援（委託前から委託解除後まで）児童相談所と情報共有
 - ③利用家庭への支援（委託前から委託解除後まで）区役所・児童相談所と情報共有
 - (4) 里親制度の普及啓発
 - ①里親会子どもピースの啓発活動への参加
 - ②里親家庭支援センターほかの里主催 新規里親希望者の里親ガイダンスへの参加・面接
 - ③新規里親登録研修（年2回）
 - ◇基礎研修・登録前研修講師・グループワークファシリテーター・運営補助
 - ◇新規里親施設実習運営調整・立合
 - ◇新規里親登録前社会調査訪問
 - ④専門里親施設実習（不定期）
 - ⑤里親更新研修（年1回）
 - (5) 児童福祉施設と里親のパートナーシップ推進
 - ①ケースの共有
 - ◇兄弟姉妹で委託先が施設・里親と分かれた場合のケース共有
 - ②名養まつり
 - ◇施設行事を通じて里親に施設への理解促進
 - ◇里親から施設入所・施設から里親委託となっている子どもと里親、施設職員との交流促進
 - (6) その他
 - ①会議への参加
 - ◇里親委託等推進連絡会議（年2回）
 - ◇里親担当者会議（月1回）
 - ◇里親支援専門相談員会議（月1回）
 - ◇事例検討会議（年3回）
 - (7) 実績（R6.4.1～R7.3.31）
 - ①訪問・電話等対応（のべ児童数） 375名
 - ②里親ショートステイ利用（のべ児童数） 18名
 - ③里親ショートステイ契約 2世帯

児童養護施設 名古屋養育院



地域小規模児童養護施設

ドミトリー南風



ドミトリー桜風



ひまわり

